

てしまい、「障害」の部分に課題を焦点化してとらえがちになってしまうことがありますが、障害という枠組みで子どもを見るのではなく、ひとりの子どもであることを意識していくことから支援を始めるということが大切であると考えます。「〇〇障害」という部分に焦点を当ててしまい、障害の克服や障害がない人と同じ生活をするのがめざされてきた歴史がこれまでもありました。しかし、2006（平成18）年に障害者権利条約ができたことで、現在では障害そのものの治療や改善に重きをおく「医療モデル」ではなく、相当な制限を引き起こす環境の改善に着目する「社会モデル」へと考え方が変化してきています。それらを踏まえて考えていくと、「まず子どもを（child first）」の考え方が主流となることが必要とされ、子どもの最善の利益を追求することが子どもたちに関わる専門職に求められます。

さらに深める★2

★1 障害がある子どもの意思表示
権利条約第12条第1項では「その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と規定されています。さらに、2023年4月に施行した「こども基本法」にも、子どもの意見の反映について明記されました。
2022（令和4）年の児童福祉法の改正では、知事や児童相談所長が行う措置等の決定に子どもの意見聴取等を行うことが規定されました。あわせて「意見表明等支援事業」も制度化され、都道府県が体制をつくっています。
また、障害児の通所・入所支援ともに、運営基準にも子どもの意見の尊重と子どもの最善の利益優先考慮を踏まえた「個別支援計画の作成」「個別支援会議の実施」「支援の提供」等が盛り込ま

さらに深める

★2 障害児通所支援がめざすもの

前号で解説したように、児童発達支援や放課後等デイサービスにおけるガイドラインが作成され、何度かの改訂を重ねてきたなかでは、支援の専門性を担保し、子どもの健やかな育ちを支えることを目的としてきました。そして、一人ひとりに合った支援を組み立てるとき指針となる5領域を設定しています。それは、5つの発達領域をさし、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」とされています。
子どもの発達はこの領域が独立してすすんでいくのではなく、相互に関連しながら発達が促されていきます。このように多面的に子どもの発達をとらえ支援することで、その子どもの本来もつ力が引き出されていきます。

点があげられています。つまり、障害がある子どもの特性やおかれた環境に配慮しながら子どもの発達を支援すること（本人支援）、子どもの育ちの環境である家庭を構成する家族を支えることで育ちの環境を発達に最適な状態に整えていくこと（家族支援）、子どもは育ちゆく存在であるため保育所や幼稚園から小学校・中学校・高校等から社会人へと切れ目のない支援が求められること（移行支援）、そして地域の中で自分らしい生活を送り暮らせるよう支援することや、生活でのサポートなどにより社会の一員として生きること（ソーシャルインクルージョン）を支えること（地域支援・地域連携）が展開されていくことになります。

■障害のある子どもと家庭を地域で支える

障害児通所支援においては、前号でも事業所数の増加とその専門性の質の

担保の課題について解説しました。これは、厚生労働省における障害児支援の在り方に関する検討会による「障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書―すべての子どもの豊かな未来を目指して」（2021（令和3）年10月20日）や、こども家庭庁における障害児通所支援に関する検討会による「障害児通所支援に関する検討会報告書―すべてのこどもがともに育つ地域づくりに向けて」（2023（令和5）年3月28日）などでも言及されています。さらに、地域の中でいかに障害がある子どもと家庭を支えるのかについても言及されています。

地域で暮らしを支えていくためには、さまざまな専門職が子どもだけでなく、子どもにとって身近な環境である家族を支えること、さらにその家族や子どもが地域に排除されることなく暮らせること、子どもや家族に対する支援の資源があること、障害の有無に限らず

子どもの育ちを見守る大人や地域が存在することが求められています。

また、児童発達支援センターなど市町村が核となつて、専門性の高い支援を地域で支えるための研修やスーパービジョン体制などをつくっていくことや、対応や支援のなさからより個別的で専門性の高い支援を必要とする子どもたち（医療的ケアが必要な子どもや強度行動障害がある子どもなど）が安心して住み慣れた地域で生活を継続できるための環境を整備することも必要となるでしょう。

■障害児である前に子どもであるということ

障害があるという事実にとられ

れました。